

「放課後児童支援員等処遇改善等事業」について

資料4-3

○ 平成26年度より、保育緊急確保事業において実施していた「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」については、各自治体からいただいた御意見を基に、以下のように事業内容等を見直すとともに、平成27年度からは、放課後児童クラブ運営指針(案)に規定する育成支援の内容を主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用の一部を補助する事業を行う予定であるので、本事業の趣旨を御理解いただき、積極的な事業実施に御尽力いただきたい。

平成26年度

平成27年度

平成26年度からの継続実施(非常勤職員に係る賃金改善)

事業名の見直し

- 事業名から事業内容を理解するのが困難
「放課後児童クラブ開所時間延長支援事業」

- 事業名を事業内容に合わせた名称とし、明確化
「放課後児童支援員等処遇改善等事業」

補助要件の緩和

- 平日につき、1日6時間を超えて、かつ、18時30分を超えて開所する(後略)

- 平日につき、18時30分を超えて開所する(後略)
(下線部分を削除)
・放課後児童健全育成事業の内容を満たすことが前提となるので、平日であれば、1日3時間以上開所することが必要。

事業内容の見直し

- 「開所時間を延長することにより、放課後児童健全育成事業に従事する者の賃金額の増加に必要な経費に充てるための費用の一部を補助する(後略)」

- 「家庭、学校等との連絡及び情報交換等の育成支援に主担当として従事する職員を配置する場合に、当該職員の賃金改善に必要な費用の一部を補助する(後略)」

- どの時点と比較して賃金改善を行う必要があるか、の記載なし

- 「平成25年度の(中略)賃金に対する改善を行っていることが必要」と明記

平成27年度からの新規実施

- 上記の「家庭、学校等との連絡及び情報交換等」に加え、地域との連携・協力等の育成支援に主担当として従事する常勤職員を配置する場合に、その賃金改善に必要な費用の補助を追加

・常勤職員の定義

(i)「雇用契約を締結して」

(ii)「運営規程に記載されている「開所している日及び時間」に従事している(嘱託職員等の非常勤職員を除く。)

・「地域との連携・協力等」とは、放課後児童クラブの活動に、地域の協力が得られるように、関係機関等との情報交換、情報共有等を図ることや、養育困難な家庭等への対応では、要保護児童対策地域協議会との連携を図ることなどを規定。